

パブリックコメント 「美濃加茂市農業委員会の委員及び美濃加茂市 農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（仮）」 に対する意見募集について

美濃加茂市では、「美濃加茂市農業委員会の委員及び美濃加茂市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（仮）」の制定について検討しています。

この条例は、平成28年4月1日施行の改正「農業委員会等に関する法律（以下「法律」といいます。）」に基づき、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の定数に関して、必要な事項を定めるものです。

今回、条例案を作成しましたので、皆さまからご意見を伺います。

◎今回、意見を募集する対象は、 で囲んである部分についてです。

二 条例案の概要二

第1条（目的）

この条例は、農業委員会等に関する法律の規定に基づいて、農業委員と推進委員の定数に関し必要な事項を定めることを目的とします。

- ◎『農業委員および、今回の法律改正で新たに農業委員会が委嘱する推進委員の定数について、必要な事項を定める』といった本条例の目的について定めています。

第2条（農業委員の定数）

農業委員の定数は14人とします。

- ◎農業委員の定数については、法律第8条第2項において条例で定めることとなっています。また、農業委員会等に関する法律施行令（以下「政令」といいます。）第5条にて農業委員の定数の基準が以下のように定められています。

区 分		定数の上限	
1	(1)10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数(3の項において「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会 (2)その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	27人
2	1および3に掲げる農業委員会以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	37人
3	基準農業者数が6,000を超え、かつ、その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	47人

表中、美濃加茂市においては

- ・ 10アール以上の農地を持つ個人の世帯数および法人の数の合計
⇒ 1, 565戸（2015年農林業センサスより）
- ・ 農地面積
⇒ 1, 280ヘクタール（平成27年農林水産統計より）
で、区分「1」に該当します。

また、「推進委員を委嘱する農業委員会」に該当するか否かの判断は、政令第7条の各号において

- ・ 遊休農地率が1パーセント以下であるか否か
（美濃加茂市：0.6パーセント[農地法施行状況調査より]）
 - ・ 担い手への農地の集積率が70パーセント以上であるか否か
（美濃加茂市：2.9パーセント[農業生産法人の活動状況調査より]）
- の要件がいずれも該当する市町村については推進委員を委嘱しないことができることとされています。

美濃加茂市は、上記の要件を満たさないことから「推進委員を委嘱する農業委員会」に該当します。

よって、美濃加茂市における農業委員の定数の上限は、『14人』となります。

第3条（推進委員の定数）

推進委員の定数は13人とします。

◎推進委員の定数については、法律第18条第2項において条例で定めることとなっています。また、政令第8条にて「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（1未満の端数が生じたときは1に切り上げ）以下」と定められています。

美濃加茂市の農地面積は、1, 280ヘクタール（平成27年農林水産統計より）です。

よって、美濃加茂市における推進委員の定数の上限は、『13人』となります。

※美濃加茂市としては、法律の改正により、農業委員会の業務について「担い手への農地利用の集積・集約化」「耕作放棄地の発生防止、解消」「新規農業者の参入促進」などの『農地などの利用の最適化』が新たに必須業務として位置付けられたことを踏まえ、農業委員会の活動をより促進できるよう、各委員の定数をそれぞれ上限にあたる『農業委員の定数=14人』『推進委員の定数=13人』としたいと考えています。

第4条（委任）

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

◎この条例に定めるもののほか、必要な事項については、規則などで別に定めていきます。

附則

- ・この条例は、市議会の議決以降、施行します。
- ・現在在任している農業委員の任期満了の日（平成29年7月19日）までは、法律改正後の第2条および第3条の規定は適用せず、改正前の第2条の効力を有します。

◎この条例の施行日は、議会の議決日以降となります。

◎法律第2条（国からの交付金などの取り扱い）および第3条（農業委員会の設置など）に関する事項については、現在在任している農業委員の任期満了日まで適用しないことを示しています。

- ・「美濃加茂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」および「美濃加茂市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例」を廃止します。

◎法律の改正により、農業委員の選出方法が「公選制と市長の選任制」から「市議会の同意を要件とする市長の任命制」になることから、上記の条例は廃止します。

- ・「美濃加茂市農業委員会委員選考委員会」を設置するため、「美濃加茂市附属機関の設置に関する条例」を一部改正します。

◎農業委員の候補者の評価及び審査を行うための機関として、農業委員のOBや農業について優れた識見を持つ人など5名程度で組織する「美濃加茂市農業委員会委員選考委員会」を設置したいと考えています。

- ・農業委員、推進委員、農業委員会委員選考委員会委員の報酬額を定めるため、「美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正します。

◎報酬額の案

- ・農業委員会 会長 月額 18,000円（改正前 16,000円）
 その他の委員 月額 16,000円（改正前 16,000円）
- ・農地利用最適化推進委員 月額 16,000円（新規）
- ・農業委員会委員選考委員会委員 日額 5,500円（職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円）（新規）

◎農業委員と推進委員とは、ともに連携して法律などに掲げる業務を担っていくことから、地位に差はなく同格の委員であると考え、報酬額も同額としたいと考えています。また、農業委員会の会長は、農業委員会の代表として農業振興に係る諸会議への出席などの業務があるため、他の委員とは報酬額に差を持たせたいと考えています。

◎農業委員会委員選考委員会委員の報酬については、既存の委員の報酬額と合わせた額にしたいと考えています。

＝今後のスケジュールについて＝

今回のパブリックコメントを通じて寄せられたご意見を基に、条例案について検討を行った上で、その条例案を12月に開会する市議会にて上程し、平成29年1月に施行できるよう進めていきます。